

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）第四百四十八条第一項第四号

イ、ロ及びハの規定に基づき、顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用として保有できる有価証券、預金をすることができ金融機関及びその他の方法を次のように指定し、平成十九年 月 日から適用する。

平成十九年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

一 保有できる有価証券

イ 地方債

ロ 公社、公庫及び公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの

ハ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十一条の規定による商工債、信用金庫法

（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による全国連合会債、長期信

用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金

庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十条の規定による農林債

二 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関

係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）の規定による債券を含む。）

ホ 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に基づく受益証券であつて元本補てんの契約のあるもの

ヘ 担保付社債（償還及び利払いに遅延のないものに限る。）

ト 金融商品取引業等に関する内閣府令第六十八条第二号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券（顧客分別金必要額の三分の一に相当する範囲内に限る。）

二 預金をすることができる金融機関

イ 銀行

ロ 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会

ハ 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

ニ 信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

ホ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関の

うち、業として預金又は貯金の受入れをすることができるもの

三 その他の方法

イ コール資金の貸付け

ロ 受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸

ハ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により

元本の補てんの契約をした金銭信託

件名

顧客分別金信託について保有できる有価証券、預金をすることが出来る金融機関等を指定する件